

IV 教員組織

1-1 全学の教員組織

(表19)

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数										助手	備考
		教授		准教授		講師		助教		計			
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
工学部	電子情報工学科	11	0	2	0	1	0	0	0	14	0	0	
	生命環境科学科	7	0	5	0	1	0	1	0	14	0	0	
	知能機械工学科	9	0	6	0	0	0	1	0	16	0	0	
	電気工学科	6	0	6	0	1	0	1	0	14	0	0	
工学部 計		33	0	19	0	3	0	3	0	58	0	0	
情報工学部	情報工学科	12	0	3	0	4	0	0	0	19	0	0	
	情報通信工学科	10	0	2	0	1	0	0	0	13	0	0	
	情報システム工学科	5	0	4	0	3	0	0	0	12	0	0	
	システムマネジメント学科	4	0	3	0	1	0	2	0	10	0	0	
情報工学部 計		31	0	12	0	9	0	2	0	54	0	0	
社会環境学部	社会環境学科	16	0	11	0	0	0	2	0	29	0	0	
社会環境学部 計		16	0	11	0	0	0	2	0	29	0	0	

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載してください。
- 2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記してください。
- 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入してください（次ページ記入例参照）。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「（その他の組織）」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入してください。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については記入しないでください。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないでください。